

北海道の死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されました

本年は、夏期に野鳥の営巣地であるロシアやアラスカで高病原性鳥インフルエンザが検出されました。さらに渡り鳥の南下が本格化する 10 月以降、ハンガリー、ドイツ等の欧州やインドにおいて、本病(H5N8 亜型)の発生が継続的に確認され、日本への本病ウイルスの侵入が懸念されていました。

そのような中で、平成 28 年 11 月 14 日に農林水産省から、11 月 7 日に北海道で回収された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルス遺伝子が検出されたとの情報提供がありました。

渡り鳥の南下とともに、本病の農場への侵入リスクが一層高まっています。

家きん飼養者の皆様におかれましては、次の点につき特段の注意をお願いします。

飼養場所に野鳥や野生動物が入らないようにする。

飼養場所に入出入りする車両の消毒を行う。

飼養場所に入出入りする際には、手指および靴の消毒を行う。

飼養している家きんの様子をよく観察し、高病原性鳥インフルエンザを疑う場合は、速やかに、かかりつけの獣医師や家畜保健衛生所に連絡する。

【高病原性鳥インフルエンザの主な症状】

- ・とさかの出血 ・脚の腫れや出血 ・顔面の腫れ ・苦しそうな呼吸 等
- ・病原性の強い場合は、無症状で突然死亡することもあります。

本病は、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)の伝染病です。本病ウイルスは感染力が強く、発生すると周辺農場の家きんや家きん卵(鶏や鶏卵)等の移動が制限されるため、社会的にも大きな影響を及ぼします。

家きん飼養者及び関係者一人一人の徹底した対策が重要です。

最新の情報は、こちらへ

- ・農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
- ・神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f521/>

日ごろから、ホームページにより最新情報を確認するようにお願いいたします。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243 - 0417 海老名市本郷 3 6 5 8

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226 - 0015 横浜市緑区三保町 2 0 7 6

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432